

別紙様式1

(整理番号 申:農村ー 1)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	農地転用の許可(都道府県機構に意見聴取しない事案)													
根拠法令及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項													
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)													
関係条項	農地法第4条第6項、農地法施行令第4条													
審査基準	<p>農地法第4条(農地の転用の制限) 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (中略) 6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。 (以下略)</p> <p>農地法施行令第4条(農地の転用の不許可の例外) 法第四条第六項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。 (以下略)</p> <p>「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号) 別紙1の第6の1 「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号) 第2の1 「農地事務の手引(第5版)」(平成30年5月付け岐阜県農政部農村振興課) 第5</p>													
参考事項														
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和5年4月1日変更)													
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>標準処理期間</td> <td>総 日 数</td> <td>35日</td> </tr> <tr> <td>内 訳</td> <td>経由機関</td> <td>21日 (市町村農業委員会)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協議機関</td> <td>日 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処分機関</td> <td>14日</td> </tr> </table>		標準処理期間	総 日 数	35日	内 訳	経由機関	21日 (市町村農業委員会)		協議機関	日 ()		処分機関	14日
標準処理期間	総 日 数	35日												
内 訳	経由機関	21日 (市町村農業委員会)												
	協議機関	日 ()												
	処分機関	14日												
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和4年12月5日変更)													
備 考														

別紙様式1

(整理番号 申:農村- 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	農地転用の許可(都道府県機構に意見聴取する事案)												
根拠法令及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項												
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)												
関係条項	農地法第4条第6項、農地法施行令第4条												
審査基準	<p>農地法第4条(農地の転用の制限) 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (中略)</p> <p>6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。 (以下略)</p> <p>農地法施行令第4条(農地の転用の不許可の例外) 法第四条第六項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。 (以下略)</p> <p>「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号) 別紙1の第6の1 「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号) 第2の1 「農地事務の手引(第5版)」(平成30年5月付け岐阜県農政部農村振興課) 第5</p>												
参考事項													
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和5年4月1日変更)												
標準処理期間	<table> <tr> <td>標準処理期間</td><td>総 日 数</td><td>42日</td></tr> <tr> <td>内 訳</td><td>経由機関</td><td>28日 (市町村農業委員会)</td></tr> <tr> <td></td><td>協議機関</td><td>日 ()</td></tr> <tr> <td></td><td>処分機関</td><td>14日</td></tr> </table>	標準処理期間	総 日 数	42日	内 訳	経由機関	28日 (市町村農業委員会)		協議機関	日 ()		処分機関	14日
標準処理期間	総 日 数	42日											
内 訳	経由機関	28日 (市町村農業委員会)											
	協議機関	日 ()											
	処分機関	14日											
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和4年12月5日変更)												
備 考													

別紙様式1

(整理番号 申:農村ー 3)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	農地転用の許可(都道府県機構に意見聴取する事案で農地法附則第2項に該当するもの)
根拠法令及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項、附則2項
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)
関係条項	農地法第4条第6項、農地法施行令第4条
審査基準	<p>農地法第4条(農地の転用の制限) 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (中略)</p> <p>6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。 (以下略)</p> <p>農地法附則(農林水産大臣に対する協議) 2 都道府県知事等は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。 (以下略)</p> <p>農地法施行令第4条(農地の転用の不許可の例外) 法第四条第六項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。 (以下略)</p> <p>「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号)別紙1の第6の1 「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号)第2の1 「農地事務の手引(第5版)」(平成30年5月付け岐阜県農政部農村振興課) 第5</p>
参考事項	
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和5年4月1日変更)
標準処理期間	総 日 数 42日
内訳	経由機関 28日 (市町村農業委員会) 協議機関 7日 (東海農政局) 処分機関 14日 ※協議機関を含む日数
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和4年12月5日変更)
備考	

別紙様式1

(整理番号 申:農村ー 4)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	農地等の転用のための権利移動の許可(都道府県機構に意見聴取しない事案)													
根拠法令及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項													
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)													
関係条項	農地法第5条第2項、農地法施行令第11条													
審査基準	<p>農地法第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>(以下略)</p> <p>農地法施行令第11条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外) 法第五条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。</p> <p>(以下略)</p> <p>「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号)別紙1の第7の1(第6の1準用) 「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号) 第2の4(1準用) 「農地事務の手引(第5版)」(平成30年5月付け岐阜県農政部農村振興課) 第5</p>													
参考事項														
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和5年4月1日変更)													
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>標準処理期間</td> <td>総 日 数</td> <td>35日</td> </tr> <tr> <td>内 訳</td> <td>経由機関</td> <td>21日 (市町村農業委員会)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協議機関</td> <td>日 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処分機関</td> <td>14日</td> </tr> </table>		標準処理期間	総 日 数	35日	内 訳	経由機関	21日 (市町村農業委員会)		協議機関	日 ()		処分機関	14日
標準処理期間	総 日 数	35日												
内 訳	経由機関	21日 (市町村農業委員会)												
	協議機関	日 ()												
	処分機関	14日												
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和4年12月5日変更)													
備 考														

別紙様式1

(整理番号 申:農村ー 5)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	農地等の転用のための権利移動の許可(都道府県機構に意見聴取する事案)													
根拠法令及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項													
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)													
関係条項	農地法第5条第2項、農地法施行令第11条													
審査基準	<p>農地法第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>(以下略)</p> <p>農地法施行令第11条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外) 法第五条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。</p> <p>(以下略)</p> <p>「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号) 別紙1の第7の1(第6の1準用) 「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号) 第2の4(1準用) 「農地事務の手引(第5版)」(平成30年5月付け岐阜県農政部農村振興課) 第5</p>													
参考事項														
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和5年4月1日変更)													
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>標準処理期間</td> <td>総 日 数</td> <td>42日</td> </tr> <tr> <td>内 訳</td> <td>経由機関</td> <td>28日 (市町村農業委員会)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協議機関</td> <td>日 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処分機関</td> <td>14日</td> </tr> </table>		標準処理期間	総 日 数	42日	内 訳	経由機関	28日 (市町村農業委員会)		協議機関	日 ()		処分機関	14日
標準処理期間	総 日 数	42日												
内 訳	経由機関	28日 (市町村農業委員会)												
	協議機関	日 ()												
	処分機関	14日												
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和4年12月5日変更)													
備 考														

別紙様式1

(整理番号 申:農村- 6)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	農地等の転用のための権利移動の許可(都道府県機構に意見聴取する事案で農地法附則第2項に該当するもの)
根拠法令及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項、附則2項
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)
関係条項	農地法第5条第2項、農地法施行令第11条
審査基準	<p>農地法第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (中略) 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。 (以下略)</p> <p>農地法附則(農林水産大臣に対する協議) 2 都道府県知事等は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。 (以下略)</p> <p>農地法施行令第11条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外) 法第五条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。 (以下略)</p> <p>「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号) 別紙1の第7の1(第6の1準用) 「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号) 第2の4(1準用) 「農地事務の手引(第5版)」(平成30年5月付け岐阜県農政部農村振興課) 第5</p>
参考事項	
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和5年4月1日変更)
標準処理期間	標準処理期間 総日数 42日
内訳	経由機関 28日 (市町村農業委員会) 協議機関 7日 (東海農政局) 処分機関 14日 ※協議機関を含む日数
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和4年12月5日変更)
備考	

別紙様式1

(整理番号 申:農村- 7)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	農地等の賃貸借の解約等の許可	
根拠法令及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第18条第1項	
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)	
関係条項	農地法第18条第2項	
審査基準	基 準	<p>農地法第18条(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限) 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (中略) 2 前項の許可は、次に掲げる場合でなければ、してはならない。 (以下略)</p> <p>「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号)別紙1の第9の2 「農地事務の手引(第5版)」(平成30年5月付け岐阜県農政部農村振興課)第12</p>
	参考事項	
	設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和5年4月1日変更)
標準処理期間	標準処理期間	総 日 数 85日
	内 訳	経由機関 47日 (市町村農業委員会 40日、県農林事務所 7日) 協議機関 5日 (都道府県機構) 処分機関 33日
	設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和4年12月5日変更)
	備 考	

別紙様式1

(整理番号 申:農村ー 8)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	農地中間管理権の設定に関する裁定	
根拠法令及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第39条第1項	
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)	
関係条項		
	<p>審査基準は、法令に具体的に規定されているため、新たに設定しない。</p> <p>農地法第39条(裁定) 都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る農地が、前条第一項の意見書の内容その他当該農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き農業上の利用の増進が図られないことが確実であると見込まれる場合において、農地中間管理機構が当該農地について農地中間管理事業を実施することが当該農地の農業上の利用の増進を図るために必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。 (以下略)</p>	
審査基準	基 準	
	参考事項	
	設定年月日等	令和4年12月5日設定 (令和5年4月1日変更)
標準処理期間	標準処理期間	総 日 数 60日
	内 訳	経由機関 日 () 協議機関 14日 (都道府県機構) 処分機関 60日 ※ 協議機関を含む日数
	設定年月日等	令和4年12月5日設定 (令和 年 月 日変更)
	備 考	

別紙様式1

(整理番号 申:農村ー 9)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	所有者等を確知することができない場合の農地中間管理権の設定に関する裁定	
根拠法令及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項	
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)	
関係条項	農地法第39条第1項	
審査基準		<p>法令に具体的に規定されているため、新たに設定しない。</p> <p>農地法第39条(裁定) 都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る農地が、前条第一項の意見書の内容その他当該農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き農業上の利用の増進が図られないことが確実であると見込まれる場合において、農地中間管理機構が当該農地について農地中間管理事業を実施することが当該農地の農業上の利用の増進を図るために必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。 (以下略)</p> <p>農地法第41条(所有者等を確知することができない場合における農地の利用) (中略) 2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項中「にこれを」とあるのは「で知れているものがあるときは、その者にこれを」と、第三十九条第一項及び第二項第一号から第三号までの規定中「農地中間管理権」とあるのは「利用権」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第五号中「借賃の支払の相手方及び」とあるのは「補償金の支払の」と読み替えるものとする。 (以下略)</p>
標準処理期間	参考事項	
	設定年月日等	令和4年12月5日設定 (令和5年4月1日変更)
標準処理期間	標準処理期間	総 日 数 60日
	内訳	経由機関 日 () 協議機関 14日 (都道府県機構) 処分機関 60日 ※ 協議機関を含む日数
設定年月日等	令和4年12月5日設定 (令和 年 月 日変更)	
備考		

別紙様式1

(整理番号 申:農村-10)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	所有制限の例外に係る小作地の指定	
根拠法令及び条項	旧農地法(昭和27年法律第229号)第7条第1項第4号 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第2条第5項)	
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)	
審査基準	関係条項	
		本処分は先例がないため、当面審査基準の設定は行わない。 農地法等の一部を改正する法律附則第2条(権利移動及び転用の制限に関する経過措置) (略) 5 この法律の施行前に旧農地法第七条第一項第四号の指定を受けた小作地(旧農地法第二条第二項に規定する小作地をいう。以下同じ。)についての農地の転用の制限については、なお従前の例による。
	基 準	
参考事項		
設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)	
標準処理期間	標準処理期間	本処分は先例がないため、当面標準処理期間の設定は行わない。
	内 訳	経由機関 日 () 協議機関 日 () 処分機関 日
	設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)
備 考		

別紙様式1

(整理番号 申:農村-11)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	農地等の申出買収に係る買収令書の交付	
根拠法令及び条項	旧農地法(昭和27年法律第229号)第16条第2項で準用する同法第11条第1項(農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第3条第4項)	
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)	
関係条項		
審査基準	本処分は先例がないため、当面審査基準の設定は行わない。	
	農地法等の一部を改正する法律附則第3条(小作地等の買収に関する経過措置)(略) 4 この法律の施行前にされた旧農地法第十六条第一項の規定による申出に係る農地又は採草放牧地のその申出に係る買収については、なお従前の例による。	
参考事項		
設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)	
標準処理期間	本処分は先例がないため、当面標準処理期間の設定は行わない。	
内訳	経由機関	日 ()
	協議機関	日 ()
設定年月日等	処分機関	日
	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)	
備考		

別紙様式1

(整理番号 申:農村-12)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	農地等の売渡通知書の交付	
根拠法令及び条項	旧農地法(昭和27年法律第229号)第39条第1項 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第5条)	
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)	
関係条項		
	<p>本処分は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行前において、買受申込書の提出事例がなかったため、審査基準の設定は行わない。</p> <p>農地法等の一部を改正する法律附則第5条(農地等の売渡しに関する経過措置) この法律の施行前に旧農地法第三十七条の規定により買受申込書の提出があった場合における農地又は採草放牧地及び当該農地又は採草放牧地の附帯施設(旧農地法第三十六条第二項に規定する附帯施設をいう。以下同じ。)の売渡しについては、なお従前の例による。</p>	
審査基準	基 準	
	参考事項	
	設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)
標準処理期間	標準処理期間	本処分は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行前において、買受申込書の提出事例がなかったため、標準処理期間の設定は行わない。
	内 訳	経由機関 日 () 協議機関 日 () 処分機関 日
	設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)
	備 考	

別紙様式1

(整理番号 申:農村－13)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	売り渡された土地等への権利設定等の許可	
根拠法令及び条項	旧農地法(昭和27年法律第229号)第73条第1項 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第6条第4項)	
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)	
審査基準	関係条項	本処分は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行前において、該当する土地等の売り渡し事例がなかったため、審査基準の設定は行わない。 農地法等の一部を改正する法律附則第6条(未墾地等の買収、売渡し等に関する経過措置) (略) 4 この法律の施行前に旧農地法第六十一条の規定により売り渡された土地等の処分の制限及び当該制限についての違反に対する処分については、なお従前の例による。 (以下略)
	参考事項	
	設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)
標準処理期間	標準処理期間	本処分は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行前において、該当する土地等の売り渡し事例がなかったため、標準処理期間の設定は行わない。
	内訳	経由機関 日 () 協議機関 日 () 処分機関 日
	設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)
	備考	

別紙様式1

(整理番号 申:農村-14)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	道路等の譲与通知書の交付	
根拠法令及び条項	旧農地法(昭和27年法律第229号)第74条の2第3項 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第6条第6項)	
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地調整係 (TEL:内線4174、4175、4180)	
関係条項		
審査基準	<p>農地法等の一部を改正する法律附則第6条(未墾地等の買収、売渡し等に関する経過措置) (略)</p> <p>6 この法律の施行の際現に旧農地法第六十一条各号に該当している土地等(第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二条の規定によりこの法律の施行後に買収した土地等を含む。)の譲与については、なお従前の例による。 (以下略)</p> <p>「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号)別紙2の第4の1</p>	
参考事項		
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和5年4月1日変更)	
標準処理期間	標準処理期間	総 日 数 60日
	内 訳	経由機関 40日 (市町村農業委員会) 協議機関 日 () 処分機関 20日
	設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和4年12月5日変更)
備 考		

別紙様式1

(整理番号 申:農村-15)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	草地利用権の設定に関する協議の承認	
根拠法令及び条項	旧農地法(昭和27年法律第229号)第75条の2第1項 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第7条第1項)	
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)	
関係条項		
	<p>本処分は先例がないため、当面審査基準の設定は行わない。</p> <p>農地法等の一部を改正する法律附則第7条(草地利用権に関する経過措置) この法律の施行前に旧農地法第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認の申請があった場合における旧農地法第七十五条の二第一項に規定する草地利用権(以下「草地利用権」という。)の設定又は存続期間の更新等については、なお従前の例による。 (以下略)</p>	
審査基準	<p>基 準</p>	
参考事項		
設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)	
標準処理期間	本処分は先例がないため、当面標準処理期間の設定は行わない。	
内訳	経由機関 日 () 協議機関 日 () 処分機関 日	
設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)	
備考		

別紙様式1

(整理番号 申:農村-16)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	草地利用権の存続期間の更新等に関する承認	
根拠法令及び条項	旧農地法(昭和27年法律第229号)第75条の7第1項 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第7条第1項)	
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)	
関係条項		
	<p>本処分は先例がないため、当面審査基準の設定は行わない。</p> <p>農地法等の一部を改正する法律附則第7条(草地利用権に関する経過措置) この法律の施行前に旧農地法第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認の申請があった場合における旧農地法第七十五条の二第一項に規定する草地利用権(以下「草地利用権」という。)の設定又は存続期間の更新等については、なお従前の例による。 (以下略)</p>	
審査基準	<p>基 準</p>	
参考事項		
設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)	
標準処理期間	本処分は先例がないため、当面標準処理期間の設定は行わない。	
内訳	経由機関 日 () 協議機関 日 () 処分機関 日	
設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)	
備考		

別紙様式1

(整理番号 申:農村-17)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	草地利用権に係る土地等を買い取るべき旨の裁定	
根拠法令及び条項	旧農地法(昭和27年法律第229号)第75条の8第3項 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第7条第1項)	
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)	
審査基準	関係条項	
		本処分は先例がないため、当面審査基準の設定は行わない。
	基 準	農地法等の一部を改正する法律附則第7条(草地利用権に関する経過措置) (略) 2 この法律の施行前に旧農地法第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認を受けてする協議が調ったこと(旧農地法第七十五条の六第二項(旧農地法第七十五条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議が調ったものとみなされる場合を含む。)により設定された草地利用権(前項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に設定され、又はその存続期間が更新された草地利用権を含む。)については、なお従前の例による。
参考事項		
設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)	
標準処理期間	標準処理期間	本処分は先例がないため、当面標準処理期間の設定は行わない。
	内 訳	経由機関 日 () 協議機関 日 () 処分機関 日
	設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)
備 考		

別紙様式1

(整理番号 申:農村-18)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	草地利用権に係る賃貸借の解除の承認	
根拠法令及び条項	旧農地法(昭和27年法律第229号)第75条の9 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第7条第1項)	
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)	
関係条項		
審査基準	本処分は先例がないため、当面審査基準の設定は行わない。	
	<p>農地法等の一部を改正する法律附則第7条(草地利用権に関する経過措置) (略)</p> <p>2 この法律の施行前に旧農地法第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認を受けてする協議が調ったこと(旧農地法第七十五条の六第二項(旧農地法第七十五条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議が調ったものとみなされる場合を含む。)により設定された草地利用権(前項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に設定され、又はその存続期間が更新された草地利用権を含む。)については、なお従前の例による。</p>	
参考事項		
設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)	
標準処理期間	本処分は先例がないため、当面標準処理期間の設定は行わない。	
内訳	経由機関 日 ()	
	協議機関 日 ()	
処分機関	日	
設定年月日等	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)	
備考		

別紙様式1

(整理番号 申:農村-19)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	農用地区域内における開発行為の許可
根拠法令及び条項	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項
所管部局課室担当名	農政部農村振興課農地調整係 (TEL:内線4174、4175、4180)
関係条項	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第4項
審査基準	<p>農業振興地域の整備に関する法律第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限) 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下この条において「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。 (中略) 4 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。 (以下略)</p> <p>「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平成12年4月1日付け12構改C第261号)第19の5の(2)</p>
参考事項	
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和5年4月1日変更)
標準処理期間	総 日 数 75日
内訳	経由機関 37日 (市町村 30日、県農林事務所 7日) 協議機関 日 () 処分機関 38日
設定年月日等	平成6年10月1日設定 (令和4年12月5日変更)
備考	